

新たな学校づくりQ&A集

管理課	項目番号	項目	質問	回答	担当課	関連リンク先	本町田	南成瀬	鶴川東	鶴川西	南一	小山田	栗部・金井
1	1	新たな学校づくり推進計画について	「町田市新たな学校づくり推進計画」は、どのようにつづいたのですか？	学校統合は、保護者や市民の皆さまの生活に影響が大きいため、審議会を設置し、学校統合とそれを契機とした新たな学校施設整備のあり方について、2019年8月から2021年3月までの期間において、審議会19回、検討部会12回を開催し、議論を重ねてきました。 特に2040年度までに実現を目指す新たな通学区域・学校候補地)の議論は、より丁寧な議論が必要であったことから、審議会で議論をする前にあらかじめ通学区域案を示して、調査・意見募集を行い、その結果をもとに議論を行いました。 2021年4月に審議会から教育委員会へ審議結果が答申されたことから、その答申と各校の学校施設の老朽化の状況を踏まえて「新校舎使用開始目標年度」を定めて、2021年5月に教育委員会で作計画を決定しました。 ※審議会の構成員 1保護者代表(PTA連合組織からの推薦) 2町内会・自治会代表(町内会・自治会連合会からの推薦) 3教職員代表(市立小・中学校校長会からの推薦) 4学識経験者 ■計画策定に伴う審議会の経過についてはこちらをご覧ください。 https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kyoiku/keikakutou/kibohaiti/gakkodukuri-plan/shingikai/index.html	新たな学校づくり推進課	 町田市ホームページ まちだの新たな学校づくり審議会等	●	●	●	●	●	●	●
2	1	新たな学校づくり推進計画について	学校施設の老朽化に対応するために学校統合を実施しているのでしょうか？	学校施設の老朽化だけでなく、児童・生徒数の減少により学級数が減少することから、望ましい学級数(小学校で3～4学級・中学校で4～6学級)を維持し、学校教育上・学校経営上の課題を解決する手段として学区の変更や学校統合を実施します。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●	●
3	1	新たな学校づくり推進計画について	児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化について、学校統廃合以外で対応している事例はありますか？	児童・生徒数が減少したとしても、自治体に小学校や中学校が1校しかない場合や、隣接校との統合が通学距離などから困難な場合には小規模な学校を維持する事例はあります。また、老朽化している学校施設の長寿命化改修を行うことで対応している事例がありますが、長寿命化改修を行えば建替えが不要となるものではなく、長寿命化改修後、築80年になる前に建替えを行う必要があることから、1校に対して、「長寿命化改修にかかる費用」と「建替えにかかる費用」が両方必要となります。少子化と学校施設の老朽化が進む状況において、長寿命化改修が可能なすべての学校について、長寿命化改修を行ったうえで建替えることは困難です。町田市では、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化といった環境変化に対応しながら、学校ごとの学級数や学校施設機能といった教育環境の違いがもたらす学校教育上、学校経営上の課題を解決するために、学校統合は避けて通れないものと考えています。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●	●
4	1	新たな学校づくり推進計画について	他の自治体では小規模でも存続しているが、町田市ではなぜ統合を進めているのか。	自治体を取り巻く環境や抱えている課題は様々であることから、各自自治体は、それぞれの実情を踏まえて、学校の適正規模を定めています。 町田市では、1学年あたりの望ましい学級数は3～4学級、中学校は4～6学級とし、この学級数の実現を目指すにあたり、通学区域の変更だけでは対応することができないため、学校統合を含む新たな学校づくりに取り組んでいます。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●	●
5	1	新たな学校づくり推進計画について	新しい学校施設整備の考え方は、教員の意見も取り入れているのですか？	2020年7月から2021年2月に実施した「町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会」において、町田市立小・中学校の校長・副校長を対象に学校施設の困っていることや解決策についてアンケート調査を実施しました。その結果を踏まえ「町田市立学校施設機能別整備方針」を2021年5月に策定しました。 ■「(町田市ホームページ)町田市立学校施設機能別整備方針」 https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kyoiku/keikakutou/kibohaiti/gakkodukuri-plan/gakko-seibihoshin.html ■「(町田市ホームページ)町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会」 https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kyoiku/keikakutou/kibohaiti/gakkodukuri-plan/shingikai/202007_bukai.html	新たな学校づくり推進課	 町田市ホームページ 町田市立学校施設機能別整備方針	●	●	●	●	●	●	●
6	1	新たな学校づくり推進計画について	適正規模の検討はどのような過程で行われましたか。	2019年度に実施したアンケート調査で、「1学年あたりの望ましい学級数」について、アンケートをしたところ、小学校で「3学級」、中学校で「4学級」と答えた方が多数いました。その後、アンケート結果を踏まえ審議会において議論した際に、「子どもたちの人間関係から見たデメリット」、「教職員の体制づくりから見たデメリット」、「子どもたちが多様な考え方に触れる機会、学び合いの機会、切磋琢磨する機会から見たデメリット」は、小規模校のままで解決していくことは困難であると確認したことから、一定の学級規模を維持が必要であると考へ、町田市独自の適正規模、「望ましい学級数」を実現するために、1学年あたりの望ましい学級数を小学校は3～4学級、中学校は4～6学級とし、この学級数の実現を目指すこととなり、通学区域の変更だけでは対応することができないため、学校統合を含む新たな学校づくりに取り組んでいます。 なお、アンケートの対象者については、学校生活が長い小学校6年生と中学校3年生の保護者・学校経営の立場である小中学校の校長・副校長・学年主任・広く意見をいただくため町田市在住の20歳以上の市民の中から無作為で3000人を選んだ方をアンケートの対象者としています。 ■2019年度実施「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート」の結果はこちら https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kyoiku/keikakutou/kibohaiti/gakkodukuri-plan/shingikai/20190616annke-to.html	新たな学校づくり推進課	 町田市ホームページ 適正規模・適正配置に関するアンケート調査	●	●	●	●	●	●	●
7	1	新たな学校づくり推進計画について	新校舎建設地はどのように選定しましたか。	新校舎建設候補地は、 1. 将来学校として使用できなくなるという、候補地において都市計画道路の整備が計画されていないこと 2. 候補地と児童・生徒の居住地の直線距離が2キロを超える児童・生徒がおおむね30分程度を目安の範囲内で通学可能であり、通学時間が30分程度を超える場合も公共交通機関による配慮が可能であると 3. 建物敷地面積及び運動場面積の合計、都市計画法に基づいて指定されている用途地域において定められている容積率、土地の形状や高低差、周囲への日影の影響との比較 4. 学校施設の老朽化の状況 の4点を総合的に考慮し選定しています。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●	●
8	1	新たな学校づくり推進計画について	学校候補地を選定するときの通学距離や通学時間はどのように検討したのですか？	2020年に在学していた児童・生徒の居住地のデータを基に分布図を作成して確認しました。 通学距離については、まず学校候補地から直線2kmを超える場所に居住する児童・生徒の人数を確認し、その児童・生徒がおおむね30分程度で通学できる手段があるかを確認しています。 そのうえで、学校候補地から直線距離で1km以内に居住している児童・生徒の人数を確認し、児童で1km～2km・生徒で1.5km～2kmの範囲に居住する児童・生徒がおおむね30分程度で通学できるかについても確認して学校候補地を決めています。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●	●
9	1	新たな学校づくり推進計画について	通学時間30分と通学距離2kmは、いつどこが決めましたか。	2020年1月に町田市立学校適正規模・適正配置等審議会において、小学校・中学校の保護者、教員に対して行った「片道の通学時間の許容範囲」に関するアンケート結果を尊重し、通学時間の許容範囲をおおむね30分程度、通学距離の許容範囲を2km程度を目安と決定しました。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●	●
10	1	新たな学校づくり推進計画について	人口推計はどのように実施したのですか？	推計の方法については、町田市の地区ごとのマンション建設などの状況や出生率などを踏まえて、国立社会保障・人口問題研究所が用いている推計方法を用いて推計しています。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●	●
11	1	新たな学校づくり推進計画について	人口推計にはマンションや再開発は含まれていますか。	新たな学校づくり推進計画策定時に行った2020年度の推計は、2020年度までに町田市に届け出のあったマンション開発や宅地開発の内容を含んでいます。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●	●
12	1	新たな学校づくり推進計画について	町田市が例年行っている児童推計や学級数推計はどのように計算していますか。	児童数推計は、毎年7月頃に教育委員会で作発表をしています。 就学前の幼児数については「住民基本台帳」に基づく年齢別人口(2023年4月7日現在)を、在学生については町田市立小・中学校在籍者数(2023年4月7日現在)をそれぞれ基本とし、その人数が学年進行することによりどれだけ増減するかをもとに推計しています。 児童・生徒数は、過去の社会増減(転出入)等の状況及び通学区域外通学者数と、今後の開発事業による影響を加味して推計しています。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●	●
13	1	新たな学校づくり推進計画について	新たな学校づくり推進計画を作成した際の、児童数推計や学級数の推計はどのように行いましたか。	統合後の推計については、出生率や出生比率、生存率や移動率の資料を用いてコーホート要因法で推計しています。コーホート要因法とは、年齢別人口(コーホート)の加齢に伴って生じる年々の変化をその要因(出生、死亡及び人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法です。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●	●

14	1	新たな学校づくり推進計画について	・新たな学校づくり推進計画を策定するにあたって、保護者や市民から意見を聞きながら策定したのですか？ ・アンケートの際に、学校統合を見返していることは周知されていたのでしょうか。 ・アンケートの対象者はどうやって選ばれたのでしょうか。児童の意見は聞きましたか。	2019年と2020年に保護者・市民を対象にアンケート調査や意見募集を実施しました。審議会では、この結果を尊重して議論を行い、答申を出しました。教育委員会では、その答申に基づいて推進計画を策定しました。 ■2019年度実施「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート」の結果はこちら https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kyoiku/keikakutou/kibohaiti/gakkodukuri-plan/shingikai/20190616annke-to.html ■2020年度実施「まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査・意見募集」の結果はこちら https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kyoiku/keikakutou/kibohaiti/gakkodukuri-plan/shingikai/20201002_houkoku.html 2019年度に実施した「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」時には、学校統合を見据えていることは周知しておりました。 アンケート実施時には、「少子化と学校施設の老朽化が進行している状況において、限られた財源の中で学校施設の安全を確保するとともに、未来の教育活動に対応できるよう教育環境を充実させるためには、どのような考え方で建替えを進める必要があると思いますか」の設問から、保護者の55.3%(940人)、教員の60.2%(109人)、市民の61.7%(715人)が地域ごとに建替える学校を決めて、重点的に投資して建替える」と回答をいただきました。このことから学校統合も必要と考えている方が多いと認識いたしました。 2019年度に実施したアンケート調査では、学校生活が長い小学校6年生と中学校3年生の保護者・学校経営の立場である小中学校の校長・副校長・学年主任・広く意見をいただくため町田市在住の20歳以上の市民の中から無作為で3000人を選んだ方々をアンケートの対象者としています。 教育委員会では、少子化と施設の老朽化が進行している状況において、限られた財源の中で2040年度までを想定して学校の統合を含めた意見を子どもたちが回答することは難しいと判断し、推進計画策定までのプロセスでは、アンケートや意見募集において、子どもたちから意見を聞く項目は設けておりません。 その一方で、子どもたちが意見を表明する機会を確保するため、市民センター祭り等で「どんな学校がすき？」というテーマで、来場された子どもたちから自由な意見をきいています。また、新しい学校名を考えるにあたり、子どもたちでも分かりやすいようにアンケート用紙を工夫し、学校での授業を通じて学校名案を出してもらいました。今後も、子どもたちから校歌の歌詞の募集や、校章の元となるデザイン募集を行うことなど、子どもたちが意見を表明できる機会を設けていきます。 さらに、この学校統合について、子どもたちが成長した時に、自分で意見を発言できるように、子どもたちに向けて、なぜ学校統合の議論があったのかなどの情報を発信します。	 町田市ホームページ 適正規模・適正配置に関するアンケート調査  町田市ホームページ 新たな学校づくりに関するアンケート調査・意見募集	●	●	●	●	●	●	●
15	1	新たな学校づくり推進計画について	アンケート結果では2学校も一定数回答があったが、望ましい学級数を3〜4学級にしたのはなぜですか。	将来推計によると児童・生徒数の減少によって1学年あたりの学級数が少ない小規模校の増加が見込まれることから、望ましい学級数を調査審議するにあたり、アンケート調査結果をもとに小規模校のメリット、デメリットについて審議しました。 小規模校のメリットとして、子どもたちの人間関係が深まりやすいことや、教員の目が届きやすきめ細かな指導を受けやすいとの回答がある一方で、デメリットとして、子どもたちの人間関係が固定化しやすい、子ども自身の性格や個性が受け入れられる人間関係をつくる機会が少なくなること、学級数が少ないことによって配置される正規教員の人数が少なくなり、教員一人ひとりの仕事量が多くなること、子どもたちが多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなることの回答が多あることを確認しています。 審議会では、小規模校のメリットとデメリットについて議論した結果、「子どもたちの人間関係から見たデメリット」「教職員の体制づくりから見たデメリット」「子どもたちが多様な考え方に触れる機会、学び合いの機会、切磋琢磨する機会から見たデメリット」は小規模校において解決していくことは困難であることを確認しました。 そのため、望ましい学級数を2学級としてしまうと、児童・生徒数の減少から1学年半学級という小規模校のデメリットがより深刻になることから、小学校では3〜4学級を望ましい学級数としました。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●
16	1	新たな学校づくり推進計画について	鶴川西地区の統合が延期されると鶴川東地区の統合スケジュールが再延長になってしまふので、再度の計画変更が無いようにするべきではないでしょうか。	2024年度に計画策定以降の様々な要因による統合時期や学区域変更時期の点検を行います。急なスケジュール変更にならないよう慎重に判断したいと考えております。	新たな学校づくり推進課				●			
17	2	計画の広報活動について	新たな学校づくり推進計画策定までの議論の状況や、新たな学校づくり基本計画検討会等の周知はどのようにしてきましたか？	広報の種類ごとに紹介します。 1.まちだの新たな学校づくり通信…地区ごと、対象者ごとに発行しています。(2021年度4回、2022年度6回、2023年度1回) 2.教育広報紙「まちだの教育」…教育委員会が発行している広報紙です。通番号と学校統合号があります。学校統合号は、これまで4回発行しています。 3.広報まちだ…新たな学校づくりの進捗状況やアンケートのお知らせなどを随時掲載しています。 4.パンフレット「まちだの新たな学校づくり」…新たな学校づくりの推進計画をわかりやすくまとめたパンフレットです。 5.新たな学校づくりの説明動画…youtubeで計画の説明動画を公開しています。 6.公共施設マネジメント情報紙ふらっと…公共施設に関する広報紙です。新たな学校づくりの進捗状況について掲載しています。 7.町田市ホームページ…最新情報を随時更新していきます。更新情報は「まちだの新たな学校づくりに関するお知らせ」をご覧ください。 なお、審議会各回の議論の状況は、過去の出で出した結果と異なる議論が別の回で改めに行われる場合があることから、町田市ホームページにおいて審議会資料や議事録を公開していることを紹介し、議論の状況を随時確認することができるようにしてきました。 また、新たな学校づくり基本計画検討会及び新たな学校づくり基本計画推進協議会の内容についても同様に、各回の資料や議事録を公開しています。 ■新たな学校づくりに関する刊行物 https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kyoiku/keikakutou/kankoubututou/gakkoudokuri_kannkoubutu.html	新たな学校づくり推進課	 町田市ホームページ 新たな学校づくりに関する刊行物	●	●	●	●	●	●
18	2	計画の広報活動について	統合新設小学校について、検討の状況を今後もお知らせしてもらえますか？	今後も、広報紙やホームページ等で進捗状況をお知らせしていきます。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●
19	2	計画の広報活動について	新たな学校づくり推進計画について、対面の説明会はありますか？	これまで新たな学校づくり推進計画を対面で説明した機会としては、2021年度に開催した意見交換会や市民説明会、2022年度に開催した新たな学校づくり進捗説明会があります。 2021年度は、新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、主にWeb会議方式で実施しました(2021年11月には、町田市役所で対面方式とWeb会議方式の併用で市民説明会を開催しました。)が、2022年度は対面方式とWeb会議方式の併用で実施しました。 今後、新たな学校づくりが始まる地区については、「基本計画着手年度」の前年度に、保護者や地域にお住まいの方を対象とした「意見交換会」を開催します。各地域固有の不安に感じている点などを洗い出し、新たな学校づくり基本計画検討会の検討内容へ反映します。 ■今までの町田市新たな学校づくり推進計画 市民説明会について https://www.city.machida.tokyo.jp/kodomo/kyoiku/keikakutou/kibohaiti/gakko-togo-kaichiku/20210913174308239.html	新たな学校づくり推進課	 町田市ホームページ 市民説明会について	●	●	●	●	●	●
20	2	計画の広報活動について	新たな学校づくり推進計画の地域への説明はどのように行っていますか？	新たな学校づくりの基本計画の検討着手目標年度が2021年度になっている地区の地域にお住まいの方を対象とした意見交換会を2021年10月に以降開催しました。また、基本計画の検討着手目標年度が2022年度となっている「南第一小学校」についても、地域にお住まいの方を対象とした意見交換会を2022年3月に開催しました。 検討着手目標年度が2023年度となっている「薬師中・金井中」についても、地域にお住まいの方を対象とした意見交換会を2024年2月に開催しました。「小山田小・小山田南小」については、今後、関係部署及び地域の方々等との意見交換を重ねてまいります。なお、推進計画における検討着手目標年度等については、関係部署及び地域の方々等との意見交換を重ねて決定します。 今後も基本計画検討着手年度の前年度に地域にお住まいの方を対象とした意見交換会を随時開催いたします。開催する際には広報まちだや市ホームページ等で周知いたします。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●
21	2	計画の広報活動について	これから入学する児童・生徒の保護者たちへの説明はありますか？	基本計画検討着手年度が「2021年度」「2022年度」「2024年度」になっている学校においては、入学説明会等で学校統合や建替え等について説明しています。また、新たな学校づくりが始まる地区については、基本計画検討着手年度の前年度から、当該校の入学説明会においてスケジュール等の説明ができるようにしていきます。なお、毎年8月に次年度入学予定の児童・生徒の保護者に送付している通学区域緩和制度の申請書等において今後の通学区域が変更する区域や時期等を掲載しています。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●
22	2	計画の広報活動について	鶴川地区のスケジュール変更について、なぜ、このタイミングでの説明会の開催になったのでしょうか。	2024年2月7日に市として正式に鶴川東地区の統合スケジュールの変更を決定し、2024年2月13日に鶴川第三小の新生説明会が予定されていたため、同日に鶴川第三小の在校生と鶴川第二小の新生と在校生への説明会を開催いたしました。	新たな学校づくり推進課			●	●			
23	2	計画の広報活動について	鶴川地区のスケジュール変更について、未就学児の保護者にはどのように周知するのでしょうか。説明会を開催するべきではないでしょうか。	未就学児への保護者には2月下旬に新たな学校づくり通信を保育園、幼稚園を通じて配布し、スケジュール変更について周知したいと考えています。	新たな学校づくり推進課		●	●				
24	2	計画の広報活動について	子どもたちには鶴川地区のスケジュール変更についてどう説明するのでしょうか。	子どもたちには2月下旬に新たな学校づくり通信を学校を通じて保護者に配布し、スケジュール変更について周知したいと考えています。	新たな学校づくり推進課			●	●			

40	4	通学について	学校統合により通学距離が遠くなります。子どもたちの通学の負担を軽減する配慮はありますか。（スクールバスによる通学や自動車での送迎や自転車での通学はできますか。）	町田市内の小中学校においては、原則自転車通学を認めておらず、原則徒歩で通学することとしています。通学距離が長い場合には、公共交通機関の活用をしています。通学距離が長くなることによる、通学の負担を軽減する方法として、公共交通機関のさらなる活用や公共交通機関以外の負担軽減策についての検討を行います。このような通学の負担軽減は各地域で通学距離や道路事情などが違うことから、新たな通学区域に設置をしている「新たな学校づくり基本計画検討会」において、地域の実情やニーズを踏まえて検討・議論します。 また、指定校以外の学校への入学を希望する制度もありますので、「まちだ子育てサイト」で制度の内容をご確認ください。 ■通学区域緩和制度 https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/5/3/253.html ■就学指定校変更制度 https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/5/3/256.html	学務課	 まちだ子育てサイト 通学区域緩和制度	●	●	●	●	●	●	●
41	4	通学について	子ども達の荷物の重さが負担だと思いますが、配慮は検討してもらえますか？	新校舎を整備するにあたっては、児童・生徒の学用品を保管することができる収納スペースを確保し、児童・生徒が学校から自宅に持って帰らなくても良い教材や学用品を収納スペースに入れることができるように整備していきます。	学務課		●	●	●	●	●	●	●
42	4	通学について	スクールバスの検討はどのように行ったのでしょうか。	新たな学校づくり推進計画では、通学時間の許容範囲を「おおむね30分程度」、通学距離の許容範囲を「徒歩でおおむね2km程度」を目安としています。ただし、徒歩での通学距離が概ね30分程度を目安として通学できるよう、公共交通機関のさらなる活用やスクールバスの導入などを、地域それぞれの実情やニーズを踏まえて検討及び実施するものとしています。 これを踏まえ、現在の通学費補助制度などを勘案し、各地区において学校から概ね1.5km離れている地域を検討地域として抽出し、検討を行いました。検討にあたっては、現在も公共交通機関で通学している学校があることから、まず公共交通機関を利用した通学の検討を行い、検討の結果公共交通機関を通学に利用することが難しい場合には、対象地域の状況を踏まえて他の方法を検討するという手順で行いました。 公共交通機関の検討は、公共交通機関の状況調査を実施し、通学時間、運行量、混雑状況、バス待ち環境の観点から状況を確認しました。その結果路線バス利用が難しいと判断した場合には、スクールバス等公共交通機関以外の方法による通学の検討を行います。今回検討を行った5地区については、いずれの地区も路線バス利用が可能であると判断し、路線バス利用を前提とした対応策の検討を進めています。	学務課	●	●	●	●	●	●		
43	4	通学について	通学の基本は徒歩とのことだが、バス通学をする場合に、通学費の補助などはありますか。	通学費補助制度については、1.5km(中学生は2.0km)以上の通学距離(自宅-乗車バス停-バス運行区間-降車バス停-学校の合計)の場合に支給します。	学務課		●	●	●	●	●	●	●
44	4	通学について	路線バス通学をしている児童が、事件等により集団登下校する際には、どのように対応するのでしょうか。	事件等が発生した際には、学校及び教育委員会の連携において、登下校の対応を検討します。	学務課		●	●	●	●	●	●	
45	4	通学について	路線バスを利用する場合、学校はどのような対応をしてくれませんか。また、保護者がどの程度関わるのでしょうか。	路線バスを利用する際には、下校時間の調整などを学校と検討します。また、バスの乗り方教室の実施を検討しており、こうした機会を通じてご家庭でも路線バス利用の方法やマナーの指導などをお願いできればと考えています。	学務課		●	●	●	●	●	●	●
46	4	通学について	・公共交通機関（バス）を利用した場合に、どのような配慮（補助）がありますか？ ・路線バス通学の際、補助金はありますか。また、自宅から学校の距離は実測でしょうか。要件を教えてください。	町田市には、通学費補助金制度があります。住所により指定された小・中学校(就学指定校)へ通学する際、自宅から就学指定校までの距離が遠いため公共交通機関を利用している児童・生徒の保護者に対して1ヶ月の通学定期代の2/3の金額を補助しています。 自宅-乗車バス停-バス運行区間-降車バス停-学校の合計の距離が、おおむね小学校で1.5km以上、中学校で2km以上の場合のみ支給します。	学務課	●	●	●	●	●	●	●	●
47	4	通学について	・兄弟・姉妹がいる場合、公共交通機関（バス）を利用すると保護者負担（1/3の負担）が大幅です。全額を補助してもらうことはできますか？ ・以前、「通学費補助金」の割合について、教育委員会で検討をしていただけたと回答されましたが、その後どのような結論になりましたでしょうか。	通学費補助金については、負担割合の変更など現行制度の内容を拡充することを望む声がある一方で、補助を受けずに通学しているご家庭や住民の方の理解を得ることも必要であるといった声もあることから、引き続き、慎重に検討します。	学務課	●	●	●	●	●	●	●	●
48	4	通学について	子どもが在学中で、通学先（就学指定校）が変更になる地域に住んでいます。転校せずに、卒業まで変更前の学校に通学することは可能ですか？	お子さまが在学中で、通学区域を変更する時点で通学先(就学指定校)が変更になる場合には、通学区域変更前の学校と、通学区域変更後の学校のいずれから、通学する学校を選択できるよう配慮いたします。	学務課		●	●	●	●	●	●	●
49	4	通学について	現在、子どもは在学していませんが、通学区域が変更となる地域に住んでおり、通学するタイミングでは既に統合している状態です。もともと通学する予定の学校の方に通学することはできますか。	通学区域変更後に入学される場合は、原則通学区域変更後の指定校に入学することになります。ただし、指定校以外の学校への入学を希望する制度もありますので、「まちだ子育てサイト」で制度の内容をご確認ください。 ■通学区域緩和制度 https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/5/3/253.html ■就学指定校変更制度 https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/5/3/256.html	 まちだ子育てサイト 通学区域緩和制度	●	●	●	●	●	●	●	
50	4	通学について	学校統合により通学距離が遠くなります。自宅から最寄りの学校に通学をさせたいのですが可能ですか。	お子さまが在学中で、学校統合の時点で通学距離が長距離になる場合には、隣接する近い学校を選択できるよう配慮いたします。	学務課		●	●	●	●	●	●	●
51	4	通学について	通学区域緩和制度で通学先を迷う方も少ないと思います。通学先を保護者が検討する時期を通常よりも長くすることはできますか？	他の就学に係る制度のスケジュールとの関係から緩和制度の申し込み期間を延ばすことは難しい状況です。	学務課		●	●	●	●	●	●	●
52	4	通学について	通学区域緩和制度の申請時、複数の学校を希望することはできないでしょうか？ （通学区域緩和制度の抽選に外れた後に再度別の学校を希望できないでしょうか？）	「通学区域緩和制度」を希望したご家庭が入学決定者にならなかった場合、または入学決定後に辞退された場合は、原則として住所に基づく就学指定校に入学となります。そのため、通学区域緩和制度の抽選に外れた後に、再度別の学校を希望することはできません。また、通学区域緩和制度で申請できるのは受入枠のある1校までのため、複数の学校を希望することはできません。 個別に事情のあるご家庭につきましては「就学指定校変更制度」の就学指定校変更許可基準の範囲内においてご相談を承っています。 ■町田市就学指定校変更許可基準 https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/5/3/256.html	学務課	 まちだ子育てサイト 就学指定校変更許可基準	●	●	●	●	●	●	●
53	4	通学について	統合の際に、隣接校を選択できると聞きましたが、何名程度の枠が確保されるのでしょうか。	希望する隣接校の空き教室の状況等により異なりますので、現段階で何名ということはお答えできません。	学務課		●	●	●	●	●	●	●

54	4	通学について	就学指定校の変更については、希望者全員が変更できるようにしてもらえませんか？	就学指定校を変更する制度として、兄弟姉妹関係といった一定の要件(町田市就学指定校変更許可基準)に該当した場合に認められる「就学指定校変更制度」や要件を問わずに学校施設等の状況などを考慮した受け入れ人数の範囲内で希望することができる「通学区域緩和制度」があります。 希望者全員が就学指定校の変更を可能にするには、特定の学校や学年の学級数が大きく増減する可能性があり、町田市における1学年あたりの望ましい学級数の実現や隣接校の教室数の不足などを考慮して、可能な範囲での受け入れとなります。 ■町田市就学指定校変更許可基準 https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/5/3/256.html	学務課	 まちだ子育てサイト 就学指定校変更許可基準	●	●	●	●	●	●	●
55	4	通学について	通学区域は、通学距離を重視して決める必要があるのではないですか？	新たな学校づくりの推進計画において「学校の適正な場所」について5つの基本的な考え方を示しています。 1.「通学時間及び通学距離」について、許容範囲を概ね30分程度、徒歩で2kmを目安としています。 2.「安全な通学環境」について、通学路の点検、地域との連携による見守り活動、子どもたちへの安全教育などを総合的に実施し、安全な通学環境の実現を目指します。 3.「地域社会との関係」について、原則として町区域に基づいて通学区域を区分しながら、地域コミュニティにおける様々な活動との関係にも可能な限り配慮します。 4.「小・中学校区の整合」について、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することがなくなるように、小・中学校区の整合を可能な限り図ります。 5.「通学区域内における学校の位置」について、学校の位置を決定するにあたっては、「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化の状況」などを踏まえて決定します。 以上の適正配置の考え方にに基づき、通学区域は「通学距離」等を含めて総合的に検討し、新たな通学区域と学校候補地を定めています。	学務課		●	●	●	●	●	●	●
56	4	通学について	安全面を考慮し、行きと帰りの通学路を変えることはできるのでしょうか。	往路・復路での通学経路の変更については、個別に学校にご相談下さい。	学務課		●	●	●	●	●	●	●
57	4	通学について	学校統合で学校までの距離が遠くなることから、保護者活動や学童保育のお迎えなどの際に自動車や自転車を利用できますか？	新たに建設する学校においては、来校者が使用できる駐車場及び駐輪場を可能な限り整備していきたいと考えています。 なお、保護者の自動車や自転車利用は、駐車場・駐輪場の有無や広さ、周辺の道路交通事情など、学校ごとに実情が異なることから、学校が個別に判断していますので、利用方法については実情を踏まえて検討します。 また、学童保育クラブは、それぞれの方針で近隣の駐車場、コインパーキング等を利用して自動車でお迎えを可能にしている例もありますが、基本的には1人で通所し1人でご帰宅することを想定しており、駐車場はありません。そのため、学童保育クラブ以外に利用する場合と同様に、学校ごとの実情を踏まえて利用方法を検討する必要があると考えています。	学務課		●	●	●	●	●	●	●
58	4	通学について	通学時の事故等による対処方法や責任はどのように考えているのか。	事件等が発生した際には、学校及び教育委員会の連携において、登下校の対応を検討します。	学務課		●	●	●	●	●	●	●
59	4	通学について	車による送迎で通学することは可能ですか。	通学は基本徒歩ですが、特別な事情がある場合は学校長の判断により認められる場合があります。	学務課		●	●	●	●	●	●	●
60	4	通学について	入学時に、通学区域緩和制度により統合校対象校とは異なる学校に入学したが、新校舎が完成した後に、新しい学校に転校することは可能でしょうか。	通学区域緩和制度により、本来の通学区域とは別の学校に入学した場合、在学中に本来の通学区域の学校に戻ることはできません。	学務課		●	●	●	●	●	●	●
61	4	通学について	統合の影響を受けるため、通学区域緩和制度を申し込むが、優先的に通るようにしてほしい。	学校施設の状況等を勘案し、各学校ごとに通学区域緩和制度により入学が可能な人数（以下「受入枠」）を設定します。受入枠を超える申請があった場合は、公平に公開抽選を行います。可能な限り受入枠を設けられるよう努めてまいります。 また、通学区域緩和制度の受入枠数に関わらず、以下の制度の要件に当てはまる場合には、希望する学校への入学が認められます。詳しくは、「まちだ子育てサイト」で制度の内容をご確認ください。 ■就学指定校変更制度 https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/5/3/256.html	学務課	 まちだ子育てサイト 就学指定校変更制度	●	●	●	●	●	●	●
62	4	通学について	通学区域緩和制度を利用した場合でも、通学費補助は受けられますか。	通学区域緩和制度を利用した場合には通学費補助は受けられません。	学務課		●	●	●	●	●	●	●
63	4	通学について	通学区域が変更となる地域に住んでいます。が、もともと通学していた学校と今後通学する予定の学校を選択することはできますか。	在学中に通学区域が変更になった場合は、もともと通学していた学校（が統合してできる新設校）と、通学区域変更後の指定校から、通学する学校を選択できます。			●	●	●	●	●	●	●
64	4	通学について	鶴川地区のスケジュール変更により、2024年度の新入生だけでなく、2025年度以降の新入生も学区を選べますか。	通学区域緩和制度で、受入枠がある場合に限りますが、小学校は指定校の隣接校、中学校は市内全域の学校を入学先として選ぶことができます。	学務課			●	●				
65	4	通学について	鶴川地区のスケジュール変更による入学先変更の周知を、ただ通知を送るだけでなく、どういう理由で延期をし、通学先を変更することでのような影響があるのか工夫すべきではないでしょうか。	延期をした理由、どういった影響があるかについての説明会を2024年2月13日(火)、新入生及び在校生の保護者を対象に行いました。また2024年2月16日(金)には、鶴川第二小、鶴川第三小の新入生の保護者全員に経緯と影響を記載した文書と2024年度の入学先の変更申請書を送付しました。今回の変更により隣接校への入学を希望する場合は2024年3月6日(水)まで申請を受け付けます。	学務課			●	●				
66	4	通学について	鶴川西地区の子どもは、鶴川東地区のように通う学校を選ぶことはできないのでしょうか。	2029年度に(仮称)鶴川中央小の学区の一部（旧鶴三小の学区の一部である鶴川1丁目、能ヶ谷1・2・7丁目、広袴町）を(仮称)鶴川東小の学区に変更します。その際学区変更対象地域のお住まいの在校生については、在籍していた(仮称)鶴川中央小を選択することもできます。(仮称)鶴川東小と(仮称)鶴川中央小両方選べるのは、学区変更がある地域のみです。	学務課			●	●				
67	4	通学について	鶴川第三小を仮校舎として使用する間、スクールバスの導入や通学の安全対策への検討は行いますか。	徒歩での通学を基本としています。30分程度での通学が難しい場合に公共交通機関のさらなる活用を進めています。公共交通機関を利用してもなお、30分程度の通学が難しい場合には、スクールバスの導入も含めた通学の負担軽減策について、新たな学校づくりの基本計画検討会や新たな学校づくりの推進協議会の中で検討していきます。 鶴川第二小学校の学区から鶴川第三小学校の位置に通学するための通学路については改めて検討する必要があると考えています。2029年度の統合に向けて、2026年度中ほどのような通学路を設定すべき検討会等で意見交換を行い、道路管理者や交通管理者（警察）と連携しながら、新たな通学路における必要な安全対策について検討し、統合前年度である2028年度には新たな通学路に必要な安全対策を行ってまいります。	新たな学校づくりの推進課			●	●				
68	5	教育環境について	学校を新しく建設することで、子どもたちの学びにどのような影響がありますか。	児童生徒数が増えることで、他者とのかわわりを通して、多様な価値観に触れる機会が増えるとともに、充実した学校施設を効果的に活用することで、教育活動の質が向上し、より協働的な学びが実現できるようになると考えます。例えば、オープンスペースを活用することで協働的な学習がしやすくなります。	指導課		●	●	●	●	●	●	●
69	5	教育環境について	仮校舎を使用する期間でも同水準の教育環境が維持できますか。	仮校舎には、普通教室や特別教室など、必要な教育環境を整備します。また、仮校舎使用中の学級数は 本町田地区：18学級（仮校舎使用期間：2025年度～2027年度） 南成瀬地区：21学級（仮校舎使用期間：2025年度～2027年度） 鶴川東地区：22学級（仮校舎使用期間：2029年度～2032年度） 鶴川西地区：24学級（仮校舎使用期間：2026年度～2028年度） 南一小地区：25学級（仮校舎使用期間：2027年度～2029年度） 薬師金井地区：15学級（仮校舎使用期間：2027年度～2029年度） と推計しており、既存校舎を仮校舎とする場合は、校舎の状況に応じて、空き教室を改修するなど、児童数に応じた対応を行い、必要な教育環境を整備します。 なお、児童数が増えることにより、運動会の開催時間が午後になることや、組み分けの変更などの可能性はあります。 また、校庭に仮校舎(プレハブ)を建築する際に1階校庭の面積が不足する場合(運動会等)は、代替施設の利用を検討します。	指導課		●	●	●	●	●	●	●
70	5	教育環境について	クラス数が増えると、英語や数学、算数、音楽などの決められた先生が行う授業の時間割は組めますか。特別教室の数を増やすなどの工夫はできますか。	時間割については、クラス数が増えても、これまでと同様に各教科の学習の機会が保障されるように組んでまいります。学校により学級数に差があるため、特別教室の数は学級数に応じて設置する予定となっています。また、英語や数学、算数の少人数・習熟度別指導に対応できるよう、新たな学校では1校に少人数教室を3室確保します。	指導課		●	●	●	●	●	●	●
71	5	教育環境について	新しい学校を建設している期間、校庭や体育館での体育もクラスずつできますか。休み時間も全員が校庭で遊ぶようになるのではないのでしょうか。	体育については、これまでと同様に学習の機会を保障します。休み時間の遊びについても、安全を第一に考えた上で、「学校のきまり」等を工夫し、これまでと同じように外遊びができるようになります。	指導課		●	●	●	●	●	●	●
72	5	教育環境について	各校で行われている特徴ある教育活動について、統合後はどのような対応をされますか。	各学校に行われている特色ある教育活動については、今後学校間で調整を行い、新たな学校に合った内容で実施していきます。	指導課		●	●	●	●	●	●	●

73	5	教育環境について	・少人数で学ぶ機会が重要であると考えますが、少人数学級にする等の配慮は考えていますか。 ・1学級35人以下の学級は目指さないのでしょうか。	町田市が独自に1学級あたり35人より少ない人数の少人数学級を実施するためには、増加する学級数に対応するために必要な教員や教室を市独自で確保する必要があります。このようなことから、町田市独自で35人より少ない人数の少人数学級にすることは考えていません。 なお、少人数学級の実現に向けては、東京都教育委員会を通じて、全学年35人以下の学級編制の要望を東京都に出しています。	指導課		●	●	●	●	●	●			
74	5	教育環境について	小・中学校の1学級あたりの人数の上限は何で決まっているのですか？	公立小・中学校等の学級編制は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、1学級の児童・生徒数の標準が定められており、これに基づいて都道府県教育委員会が、それぞれの基準を定めています。 東京都の学級編制基準では、以下の基準となっています。 ■2023年度時点の基準 ・小学校・・・1～4年生は35人。5～6年生は40人。 ・中学校・・・全学年で40人。 なお、国で法改正を行っており2025年度までに小学校全学年で35人学級となる見込みです。また、町田市の中学校では、中学校第1学年を35人学級、第2・第3学年を40人学級としています。	指導課		●	●	●	●	●	●	●		
75	5	教育環境について	統合後は1クラス的人数は何人になりますか。	1学年の人数によりますが東京都の学級編制基準に基づいて人数を決めています。 例えば、小学校の場合、 1学年40名の場合、2クラスで1クラス20名ずつ 1学年60名の場合、2クラスで1クラス30名ずつ 1学年70名の場合、2クラスで1クラス35名ずつ 1学年80名の場合、3クラスで1クラスが26名27名27名となります。 1学年100名の場合、3クラスで33名33名34名となります。	指導課		●	●	●	●	●	●	●		
76	5	教育環境について	小学校と中学校を統合して、小中一貫校にするというこの検討はありましたか？	新たな学校づくりの推進計画は、小学校と中学校こと望ましい学級数の実現という視点から議論しました。 小学校と中学校を統合したとしても、小学校と中学校の各学年の学級数が増えるわけではないことから、小中一貫にするという議論は行っていません。	指導課		●	●	●	●	●	●	●		
77	5	教育環境について	学校ごとに指導方法や教材、評価の仕方などの違いがあると思いますが、学校統合するときには配慮してもらえますか？	各学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえて指導方法や教材を工夫し、児童・生徒の学習状況を適正に評価しています。 学校統合後につきましても、統合する学校の教員同士で生徒の学習状況等を共有し、よりよい指導と適正な評価ができるよう、年間の指導計画や評価規準を検討します。	指導課		●	●	●	●	●	●	●		
78	5	教育環境について	統合する際のクラス編成について、旧学校ごとにクラス編成をしてほしいです。	クラス編成については、生徒一人一人について情報を共有するとともに、旧学校の人数に片寄りが生じないよう、学年全体のバランスを考えて編成します。	指導課		●	●	●	●	●	●	●		
79	5	教育環境について	仮校舎として使用される学校のインターネット環境が悪いため、改善をしていただけませんか。	学校統合にあたり、旧学校で使用していたネットワーク機器を仮校舎に集約し、アクセスポイントの総台数増加を図る予定です。 その際、今まで電波が届いていなかった箇所にアクセスポイントを設置するなど、インターネット環境が改善されるよう配置を検討してまいります。	指導課		●	●	●	●	●	●	●		
80	5	教育環境について	鶴川地区の学校に2024年度2025年度に入学した子どもは2回お友達の入替わりがある。子どもたちの心のケアは何か考えていますか。	統合時における児童への配慮として、合同授業や合同遠足など統合前に児童同士が交流できるような事前交流を実施します。 また、統合時に在籍する児童への特例措置として、学校変更により通学する学校が変わった場合、変更前後どちらの学校も選択できるようになります。	指導課 学務課				●	●	●	●	●		
81	5	教育環境について	鶴川地区のスケジュール変更により、学級数が増えますが教育内容はどうなりますか。	基本的な教育内容は学習指導要領に沿って進めているため変わることはありませんが、学級数が増えることで協働的な学習がしやすくなります。	指導課				●	●	●	●	●		
82	5	教育環境について	統合を見越して鶴川第二小を選んだが、統合時に校舎が変わるのであれば、下の子は鶴川第三小を選ばせたい。兄弟間で学校が異なる、行事が重なる可能性があるの配慮できませんか。	学校行事は、各学校が決められているため、兄弟間で学校が異なり行事が重なる可能性があることを、鶴川地区の校長先生に伝えていきます。	指導課				●	●	●	●	●		
83	5	教育環境について	鶴川地区のスケジュール変更により、児童数が多くなるので、クラス替えはいらなくなりますか。	クラス替えは、人間関係の固定化によって子どもたちの成長が妨げられるのを防ぐことを目的としています。また、新しい人と関わり、関係性をつくりあげ、社会性を身につけることも目的としています。さらに、人間関係をリセットするタイミングでもあります。そのため、児童数の少ない多いに関わらずクラス替えを行っています。	指導課				●	●	●	●	●		
84	5	教育環境について	鶴川地区のスケジュール変更により、児童数が増えることで体育の授業の際、校庭を半分ずつタイムシェアするなど工夫が必要になりますか。	学級数によっては、校庭を半分ずつ使う状況はあります。その際には、各学級の学習に制限が生じないように配慮して時間割を編成します。	指導課				●	●	●	●	●		
85	6	教員について	統合時の教員人事に係る配慮について教えてください。	教員の異動は、教員の在校年数や経験などをと、東京都内各地区の教育委員会が異動計画案を作成し、この異動計画案を受け、東京都教育委員会が教員の異動を検討・決定します。町田市教育委員会からは、統合直後の児童・生徒の環境が急激に変わらないよう、統合元となる学校の教員を、バランスよく配置できるような配慮を東京都教育委員会に要望いたします。	指導課		●	●	●	●	●	●	●		
86	6	教員について	小学校の学級数に応じた教員の配置数を教えてください。 学級規模が大きいほうが、教員の負担が大きいのではないかと。	教員の数は、東京都教育委員会が定める「教職員定数配当基準」に基づき、学級数に応じて基本の数が配置されます。 なお、特別支援学級(固定級)が設置される場合も同様で、特別支援学級(固定級)の学級数(児童・生徒8人で1学級)に応じた数の教員が配置されます。具体的には、「学級数+1人」分の教員が配置されます。ただし、児童・生徒数が2人以下の場合は「1人」、中学校については4学級以上の場合は「学級数+2人」分の教員が配置されます。 学年ごとの事務は学級数が多ければ学級担任の人数で分担することができるため、一人当たりの負担が軽減されます。 また、学校の分掌事務は、教員数が多くなるほど分担して行うことができるので、一人当たりの負担が軽減されることになります。 【参考】 ・小学校の場合の教職員の数 通常学級が16学級の場合、校長1人、副校長1人、教員18人、養護教諭1人、というのが基本の数となります。 通常学級が18学級の場合、校長1人、副校長1人、教員21人、養護教諭1人、というのが基本の数となります。 通常学級が24学級の場合、校長1人、副校長1人、教員27人、養護教諭1人、というのが基本の数となります。 ・中学校の場合の教職員の数 通常学級が9学級の場合、校長1人、副校長1人、教員14人、養護教諭1人、というのが基本の数となります。 通常学級が13学級の場合、校長1人、副校長1人、教員19人、養護教諭1人、というのが基本の数となります。 通常学級が19学級の場合、校長1人、副校長1人、教員29人、養護教諭1人、というのが基本の数となります。	指導課		●	●	●	●	●	●	●	●	
87	6	教員について	統合による教員の加配について、具体的に何名の追加配置があるのでしょうか。	東京都教育委員会が実施する、基準を超える数の教員を加配する事業に申請していますが、加配措置されるかどうか、また、その人数が何人になるかは、東京都教育委員会による審査に委ねられていることから、現在はお答えできません。	指導課		●	●	●	●	●	●	●		
88	6	教員について	教員の負担軽減はどのような取り組みを行っていますか。	2019年2月に策定した「町田市立小・中学校における働き方改革プラン」を推進する中で、教員が行う業務の負担軽減に取り組んでいます。 具体的な取り組みとして、 ・教育委員会から学校に依頼している各種調査業務の見直し ・学校行事等の精選・効率化 ・給食費・教材費等の徴収・管理を学校ではなく教育委員会が行うことにより教員が担う業務の適正化・効率化を進めています。 また、副校長補佐や特別支援教育支援員等の人的配置を拡充していくことで、学校を支えるチーム体制を構築する等を行っています。 さらに、統合型公務支援システムの活用による業務の効率化や学校閉庁日の設定によるライフ・ワーク・バランスの推進については、これを継続してまいります。	指導課		●	●	●	●	●	●	●	●	
89	6	教員について	鶴川地区のように、年度を分けて統合を経験したこのある教職員はいるのでしょうか。	各自治体において統合の時期は様々であります。様々な形の統合を経験された自治体に視察に行くなど検討したいと思っています。	新たな学校づくり推進課				●	●	●	●	●		
90	7	学校の運営方法について	町田市では、コミュニティスクールが2021年度から導入されていますが、学校統合時にはどのようになりますか？	学校統合時に学校運営協議会を統合することになります。コミュニティスクールの統合が、スムーズに行えるように準備・検討を進めています。	指導課		●	●	●	●	●	●	●		

[illegible]

118	9	施設整備について	新校舎建設期間中のプールの授業はどのように行うのでしょうか。	新校舎建設期間中の水泳授業について、敷地内にプールがある場合は、そのプールを利用します。しかし、敷地内にプールが無い場合は近隣校のプールを利用する等、プール授業ができるよう検討します。 なお、南第一小学校地区については、南中学校にあるプールを利用する予定です。 薬師・金井地区統合新設中学校の新校舎は、現在の金井中学校の敷地内に建設する計画です。建設工事期間中は、現在の薬師中学校を統合後の仮校舎として使用します。そのため、現在薬師中学校にあるプールをそのまま使用します。	施設課			●	●	●	●	●	●	●	●	
119	9	施設整備について	仮校舎の環境はどのようになりますか。	新校舎建設中に使用するために新たに建設する仮校舎には、学校生活や授業に必要な諸室やICT環境、空調などを整備し、既存校舎に準じた環境にします。既存校舎を仮校舎として使用する場合も、必要な諸室を整備します。 なお、直近で建替えを予定している、本町田地区、南成瀬地区、鶴川東地区、鶴川西地区、薬師金井地区では既存校舎の内部を改修して使用する予定です。また、南第一小学校地区については、仮校舎(プレハブ)を建設する予定です。	施設課		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
120	9	施設整備について	新設学校建設時の一時移転先の校舎についても整備を検討していますか？	新校舎建設中の移転先となる学校は、原則として空き教室を活用し、教室数が不足する場合には、既存校舎の改修(普通教室等への転用)または一時的に使用する校舎の増築等に対応する予定です。その際に整備する教育環境は、既存校舎と同様の教育環境になるよう整備します。 なお、南第一小学校地区については、南中学校敷地内に建設する仮校舎(プレハブ)を使用し、プールについては南中学校の室内プールを使用する予定です。	施設課		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
121	9	施設整備について	新しい学校施設では I C T 機器も整備するようですが、電子黒板などの発光体が常に目や身体にさらし続けられる環境は悪影響ではないのでしょうか？	町田市では、黒板やホワイトボードなどに投影する方法をとっていますので、発光体を常に見るとのことはありません。 また、タブレット端末を効果的な場面で適宜利用しており、タブレット端末を使ったら目を休めるとのことも指導しています。	指導課		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
122	9	施設整備について	文部科学省が、今後の学校施設について、ICT機器の活用を想定して教室を広くして多目的スペースを設けた迫りにするという報道がありました。推進計画に掲載されている新たな教育環境は、文部科学省の基準に基づいた学校をつくるということですか？	教育委員会では、学校統合を契機とした新たな学校施設整備のあり方を検討するために、2020年7月に「新たな学校づくりのあり方検討部会」を設置しました。この検討部会において、「町田市立学校 施設機能整備方針」(以下「整備方針」)を独自に検討し、2021年5月に整備方針を決定しました。推進計画に掲載しているイラストは、この整備方針に基づき整備を予定している普通教室やラーニングセンターの整備イメージです。 ご紹介いただいた文部科学省の考え方は、2021年2月に「新しい時代の学校施設検討部会」を設置し、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」を検討し2022年3月に最終報告として示したものです。整備方針は町田市が独自に検討したものであり、文部科学省の議論を参考にしたものではありません。 新しい時代の学校施設検討部会の検討結果をもとに、文部科学省によって、指針や基準が示された場合には、適切に対応していきたいと考えています。	新たな学校づくり推進課		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
123	9	施設整備について	環境負荷軽減の施設とはどのような施設ですか。	「ゼロカーボンシティまちだ」の実現に向けて、学校施設のZEB化により、窓と外壁に高性能断熱材を使用し、高効率の空調設備等の導入で生活環境の向上を図るとともに、年間消費エネルギーの50%以上を削減する施設とします。また、従来よりも多くの太陽光発電設備によるエネルギーの創出で地産地消を行う施設とします。 (ZEBとはNet Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。)	施設課		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
124	9	施設整備について	新しい学校施設は、基本計画検討会で検討していた校舎配置になるのか。	基本計画検討会で検討をしていた校舎配置は、建設基本計画を策定に向けて、委員同士で話し合うために仮に作成したものです。具体的な校舎の配置は基本設計・実施設計で決まります。	施設課		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
125	9	施設整備について	新しい学校施設は、鉄筋コンクリート造か木造でしょうか。	今後行う建設基本計画等の中で、木造や部分的に木造を使用する混構造などの構造を検討し、決定する予定です。また、構造によらず、屋内についてはできるだけ多くの部分で木質化していきたいと考えています。	施設課		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
126	9	施設整備について	新しい学校には駐車場を整備して欲しい。	新たな学校づくり推進計画に基づき整備する学校については、必要な学校施設や校庭の広さを確保しながら、駐車場を整備してまいります。	施設課		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
127	9	施設整備について	鶴川第二小を建替える必要はありますか。	町田市教育委員会では、児童数の減少と学校施設の老朽化という問題に対応しながら、未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるために「町田市新たな学校づくり推進計画」を策定しました。推進計画の「学校施設整備の基本的な考え方」「適正規模・適正配置の基本的な考え方」「新たな通学区域」の考え方に基き、鶴川東地区においては鶴川第二小に統合新設小学校を建設する計画を進めています。	施設課 新たな学校づくり推進課											
128	9	施設整備について	鶴川第二小は崖地や斜面が多い立地ですが、どうして鶴川第二小に新校舎を建設するのでしょうか。	「町田市新たな学校づくり推進計画」の「学校施設整備の基本的な考え方」「適正規模・適正配置の基本的な考え方」「新たな通学区域」の考え方に基き、鶴川東地区においては鶴川第二小に統合新設小学校を建設することにした。崖地や斜面のある地形でも必要に応じて安全対策を実施しながら建設を進めてまいります。	施設課 新たな学校づくり推進課											
129	9	施設整備について	鶴川第二小は、土砂災害特別警戒区域に新校舎を建設して危険はないのでしょうか。	土砂災害は、気象情報を事前に収集し、予め避難行動を取ることが可能です。 そのため大雨が降くときは、土砂災害の恐れがある場所に近づかず、安全な建物内や離れた場所に移動することで、人への被害を防ぐことができます。	施設課											
130	9	施設整備について	鶴川第二小は既存の擁壁があるが、なぜ新しい擁壁が必要なのでしょうか	既存の擁壁は資料等が残っていないため具体的な設置時期については不明ですが、鶴川第二小開校時(1964年)には設置されていたと考えられます。 そのため設計が古く、現在の基準に擁壁の角度等が合わないため、新たに擁壁を設置する必要があります。	施設課											
131	9	施設整備について	鶴川第二小の擁壁改修工事後の新校舎建設で校庭は確保できるのでしょうか。	新校舎の位置が校庭側に寄ることでは校庭は少し狭くなりますが、建物の配置や形を工夫して校庭面積への影響がなるべく出ないようにします。体育授業や運動会、校庭遊びに必要な面積は確保できると考えています。	施設課											
132	9	施設整備について	新校舎建設後、鶴川第二小の第二グラウンドは校庭として残りますか。	現在、設計のための詳細を決めています。第二グラウンドを校庭として残すだけでなく正門や花壇を設置するなど、様々な検討を行います。	施設課											
133	9	施設整備について	鶴川地区の仮校舎は何を意味していますか。	校舎建替え等の工事期間中に、その他の校舎で学校生活を過ごすことになる校舎を「仮校舎」としております。 (仮称) 鶴川東小では今回の変更で、鶴川第三小の既存校舎を仮校舎として利用することを予定しております。	施設課											
134	9	施設整備について	鶴川第二小の工事中は、鶴川第三小を仮校舎として使用するのですが、プールや給食はどうなりますか。	鶴川第三小の校舎を仮校舎として使用している期間は、現在の鶴川第三小のプールで授業を行い、自校で調理した給食を提供します。	施設課											
135	9	施設整備について	鶴川第二小のスケジュール変更をきっかけに、設計に地域や子ども達のアイデアを盛り込めませんか。	保護者・地域住民・学校協力者・教職員の代表で構成する「町田市新たな学校づくり基本計画推進協議会」や、児童や学校関係者などのご意見を参考にしながら設計を進めます。	施設課 新たな学校づくり推進課											
136	9	施設整備について	鶴川第二小にあるジャンボ滑り台は残りますか。	現在、設計のための詳細を決めています。ジャンボ滑り台を残すかどうか様々な検討を行います。	施設課											
137	9	施設整備について	鶴川第二小北側のピクトープは擁壁工事の際に残せますか。ピクトープの生態系を維持できますか。	ピクトープの場所と新たに設置する擁壁の位置が重なるため、ピクトープを現状の形で残すのは難しいと考えています。これまで学校や地域でピクトープを大切にしてきた経過や児童が自然に触れる学習効果なども踏まえ、敷地内への移動なども含めて検討します。	施設課											
138	9	施設整備について	工事中の騒音・振動は大丈夫でしょうか。	工事中は仮囲いの設置や低騒音・低振動の機械を採用することにより騒音・振動の低減に努めます。また、現場に騒音・振動計を設置し、騒音・振動状況を確認できるようにします。	施設課		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
139	9	施設整備について	工事車両が急な坂を上り排ガスが大量に出るのではないのでしょうか。	東京都の条例に適合した車両の順守や作業時の車両のアイドリングストップなど、排ガス対策を実施します。	施設課											
140	9	施設整備について	鶴川第三小を想定よりも長く使うことになりませんが、改修は必要ないのでしょうか。	鶴川第三小は2023年4月現在で第56年、2028年で第61年、2032年で第65年です。 2026年度から鶴川西地区統合新設小学校の仮校舎として使用するため、2025年度に教室転用工事や雨漏り等の補修工事を行うほか、2032年度まで仮校舎として使用することを念頭に必要な改修工事を行います。	施設課											
141	9	施設整備について	鶴川第三小の耐震性は大丈夫でしょうか。	町田市立の小中学校は、2010年度までに耐震補強が必要な学校の工事をすべて終了しており、耐震化の対応は済んでいます。	施設課											
142	9	施設整備について	鶴川第三小の学級数が増えますが、教室はどうなりますか。	2026年度に(仮称) 鶴川中央小として鶴川第三小と鶴川第四小が統合します。鶴川第三小の既存校舎で普通学級24学級、特別支援学級6学級の児童が生活できるように、2025年度に教室転用工事を行い、併せて学童保育クラブやまちどもの活動場所も確保します。	施設課											
143	10	PFI方式について	PFI方式とは何ですか。	学校のような公共施設の設計・建設やその後の維持管理・運営などの業務について、これまでのように行政が仕様を定めそれぞれの業務ごとに契約するのではなく、求める性能を示したうえで、すべての業務を一括して契約することです。 PFI方式といっても事業者に求める業務内容は一律ではなく、市としてどのような範囲、内容の業務をどの水準で事業者に求めるかを検討し、従来の方式では「仕様書」として定めていたものを、「実施方針」や「要求水準書」として定めることとなります。	新たな学校づくり推進課		●	●								

167	13	学童保育クラブについて	学校統合と同様に学童保育クラブが統合するのであれば、統合元のスタッフは、統合先のスタッフとして残ってくれますか？	町田市内の学童保育クラブは、中央学童保育クラブ(町田第一小学校区)を除く41ヶ所の学童クラブにおいて、指定管理者制度により民間事業者が運営をおこなっているため、運営事業者が変わる場合があります。そのため、運営スタッフも変わる場合があります。	児童青少年課	●	●	●	●	●	●								
168	13	学童保育クラブについて	学童保育クラブが統合すると、スタッフやクラブでの過ごし方が変わってしまい、子どもが馴染めるか心配です。	学童保育クラブの統合に関わらず、指定管理期間の満了に伴い、新たな運営事業者を決定することとなるため、スタッフやクラブでの過ごし方は変わる可能性があります。そのため、環境変化に伴う児童への影響を最小限にし、クラブの職員が児童や保護者に適切な支援を行うことができるよう、毎年計8回の研修を実施し、保育の質の維持・向上に努めています。また、事業者が変わる場合であっても、事業者間の引継ぎ期間をこれまでの14日から最大90日間に拡大することにより、環境変化に伴う児童への影響を最小限にできるように努めています。	児童青少年課	●	●	●	●	●	●								
169	13	学童保育クラブについて	学童保育クラブは十分な広さを確保してほしいです。	町田市では、学童保育クラブの育成スペースについて、国や市の条例で定めている利用者一人につきおおむね1.65平方メートル以上の基準に則り、整備しています。今後も、この基準に則り、適切なスペースの確保をしていきます。	児童青少年課	●	●	●	●	●	●								
170	13	学童保育クラブについて	学童保育クラブの統合に伴い、学童保育クラブの職員数は増えますか？	町田市では、国や市の条例で定めている児童をおよそ40名につき支援員を2名を配置するという基準に則り、学童保育クラブの職員を配置しています。そのため、学童保育クラブの統合により、入会児童数が増加した場合には、本基準に則り、支援員も増加することとなります。	児童青少年課	●	●	●	●	●	●								
171	13	学童保育クラブについて	夏休み期間などに学童保育クラブで昼食提供をしてほしい。	町田市では、新たな学校づくりを契機とし、夏休み期間などに学童保育クラブを利用する際、児童に昼食を提供できるようなサービスの導入を進めています。	児童青少年課	●	●	●	●	●	●								
172	13	学童保育クラブについて	鶴川第二小の学童保育クラブの建物はそのまま残るのでしょうか。	2029年度の鶴川東地区の統合までは、鶴川第二小の学童保育クラブの建物はそのまま残るため、今まで通り学童保育クラブを利用できます。	施設課 児童青少年課				●	●	●								
173	13	学童保育クラブについて	鶴川第三小を仮校舎としての時の学童保育クラブはどのようなのでしょうか。	鶴川第三小内にある学童保育クラブのスペースをそのまま使い、統合により必要となる育成スペースについては校舎内の教室をタイムシェアで利用します。	施設課 児童青少年課				●	●	●								
174	14	放課後子ども教室「まちとも」について	まちとも制度について教えてください。	放課後子ども教室まちともとは子どもたちがランドセルを背負ったま遊びに来られる、子どもの居場所づくり事業です。学童保育とは異なり、子どもたちが自分の意志で自由に利用することができます。運営は地域のボランティアによる「まちとも運営協議会」が担っており、利用のルール決めや開催日の調整をしています。また見守りも地域のボランティアによる活動スタッフが行っています。参加する子どもたちは校庭や教室などを使用して、遊びや宿題などをすることができます。	児童青少年課	●	●	●	●	●	●								
175	14	放課後子ども教室「まちとも」について	学校の統合後も「まちとも」を引き続き利用することはできますか。	学校の統合後も、引き続き「まちとも」を利用していたいただくことが可能です。	児童青少年課	●	●	●	●	●	●								
176	14	放課後子ども教室「まちとも」について	統合に伴い、「まちとも」の利用者数が増えることが見込まれるが、何か対策は検討していますか。	「まちとも」を利用したい希望者全員が利用できるよう、活動に必要なスペースを確保します。まちどもの利用人数が増えたとしても従前同様参加することができます。現状から利用者の見込み人数を計算し、十分な活動スペースを確保できるよう調整します。万が一雨天時に校庭が使えず屋内スペースが狭隘化するような場合は、活動スペースを臨時で確保する等の調整を行います。	児童青少年課	●	●	●	●	●	●								
177	14	放課後子ども教室「まちとも」について	新しい学校における「まちとも」の活動場所の確保はどのように行いますか。	新しくできる学校の校地内で「まちとも」も行います。授業時間とバッティングせず、タイムシェア利用が可能な教室を確定させ、その候補の中からまちともも活動スペースを確保していきます。なお、「まちとも」の準備室として0.5教室分の巨室を確保します。	児童青少年課	●	●	●	●	●	●								
178	14	放課後子ども教室「まちとも」について	統合する学校では、まちとも運営協議会も統合するのでしょうか。	学校が統合し、活動が1つになる場合は、統合対象校の各まちとも運営協議会に合流をお願いしています。ただし、校舎移転後の活動継続を望まない協議会もあるため、結果的に片方の運営協議会が合流せず、残る1つの協議会が存続し続けるケースもあると考えられます。	児童青少年課	●	●	●	●	●	●								
179	14	放課後子ども教室「まちとも」について	子どもが、「まちとも」を利用した場合に保護者に通知が行くような仕組みにはなりませんか。	まちともは、子ども達が自由に遊びに来られる居場所であり、来所・退所の時間については自己管理が原則となります。そのため、来所・退所のお時間については、あらかじめお子様と約束していただくようお願いいたします。	児童青少年課	●	●	●	●	●	●								
180	14	放課後子ども教室「まちとも」について	鶴川第三小を仮校舎としての間の鶴川第二小の「まちとも」コミュニティは継続するのでしょうか。	鶴川第二小の「まちとも」コミュニティが継続できるよう、まちとも運営協議会と協議してまいります。	児童青少年課	●	●	●	●	●	●								
181	14	放課後子ども教室「まちとも」について	鶴川第三小の和室を転用するのですが、まちともで使っています。教室数は足りますか。	仮校舎に移動している期間も「まちとも」の活動は仮校舎を利用して続くことになると考えています。	施設課 児童青少年課				●	●	●								
182	15	特別支援学級・通級指導・特別支援教室（サポートルーム）について	・新しい学校には特別支援学級は整備されますか。 ・学校が統合した際に、特別支援学級（知的、自閉症・情緒）は設置されますか。	町田市では、新たな学校づくりにおいて、建替えを伴う新しい学校については、知的障がい特別支援学級(固定級)及び自閉症・情緒障がい特別支援学級(固定級)を設置する予定です。現在、特別支援学級(固定級)を設置している学校が統合する場合は、新たな学校に引継がれます。	教育センター	●	●	●	●	●	●								
183	15	特別支援学級・通級指導・特別支援教室（サポートルーム）について	子どもが特別支援学級に在籍しています。統合により通学距離が遠くなるため、送迎などを考えていますが、費用等の負担についてどのような配慮がありますか。	町田市では、特別支援学級(固定級)に在籍する児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる経費の一部を助助する「就学奨励費」という制度があります。この制度の中に「通学費の援助」があり、通学で公共交通機関を使用した場合の実費額(上限有)、自家用車通学の場合のガソリン代相当額を支給しています。また、保護者付き添い通学費として保護者の方が付き添いで公共交通機関を使用した場合も実費額(上限有)を支給しています。	教育センター	●	●	●	●	●	●								
184	15	特別支援学級・通級指導・特別支援教室（サポートルーム）について	統合元の学校に特別支援学級が設置されている場合、統合によりどのようなのでしょうか。	統合後の学校にも継続して特別支援学級を設置します。なお、新校舎建設の期間中に仮校舎へ学校の位置が移動する場合は、移動先の学校に設置しますので、特別支援学級が無くなることはありません。	教育センター	●	●	●	●	●	●								
185	15	特別支援学級・通級指導・特別支援教室（サポートルーム）について	特別支援教室の教室環境などについてはどのように整備しますか？	町田市では特別支援教室を「サポートルーム」という名称で全ての学校に設置しています。現在、サポートルームは空いている教室や会議室などのスペースを活用して指導をしています。新たな学校では、サポートルーム専用の教室を整備し、より充実した環境で指導を行います。	教育センター	●	●	●	●	●	●								
186	15	特別支援学級・通級指導・特別支援教室（サポートルーム）について	環境の変化が苦手な子どもが多いる特別支援学級の児童・生徒に対して、どのような配慮を実施しますか。	環境の変化が苦手な児童・生徒に対しては、通常の学級に在籍する児童に比べ、より丁寧な対応が必要となります。統合等により環境が変化する際は、児童・生徒についての情報や支援方法等を引きつぎ環境変化後においても支援が途切れず、今までと同様の支援を継続し、児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにしていきます。また、統合後の学校では、特別支援学級担当教員をはじめ、学級担任、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員等も含め学校全体で児童の状況把握、支援方法等を共有していきます。取り組みについては、通常の学級の児童・生徒と同様に、統合校同士の合同授業や合同行事、児童同士の交流、学校生活の決まり事の調整や整理をする等等で、児童・生徒の不安の軽減につなげていきます。	教育センター	●	●	●	●	●	●								
187	15	特別支援学級・通級指導・特別支援教室（サポートルーム）について	鶴川地区は2029年度に特別支援学級の児童も統合になりますか。	2029年度に特別支援学級の児童も統合となり、通学先が鶴川第二小から鶴川第三小の位置の仮校舎になります。特別支援学級と通常の学級の児童同士の事前交流や事前の校舎体験等を含めて交流を深め、統合校同士でも情報共有し連携を図ってまいります。	教育センター				●	●	●								
188	16	保護者組織（PTA）について	保護者の活動について、学校ごとにPTAの有無や、体制、活動内容に違いがあると思います。学校統合に際して保護者組織はどのようなのでしょうか。	学校の統合後の保護者組織(PTA等)をどのような体制・活動内容とするかなど、各校の保護者組織同士による検討が適切に進められるよう、他地区の事例や検討状況について情報提供を行うなどサポートを行います。検討状況等については、各保護者組織へお問い合わせください。	生涯学習総務課	●	●	●	●	●	●								
189	16	保護者組織（PTA）について	各校PTAが関わっている学校開放プールはどのようなになっていますか。	夏期学校プール開放事業については、安全面への配慮や教員・保護者の負担軽減等の課題により、従来どおりに実施することが困難な状況です。そのため、2023年度以降は、市立室内プールに加え、学校温水プール3校(町田第一中学校・南中学校・鶴川中学校)といった公共の屋内施設を活用し、事業を実施することで、外気温や天候に左右せずに安定的かつ、継続的に多くの子どもたちにスポーツ活動の場を提供していきます。	生涯学習総務課 スポーツ振興課	●	●	●	●	●	●								
190	17	イベントや歴史の継承について	統合した年の卒業式はどのように挙行されますか。旧学校の児童・生徒で卒業式を行いたいです。	卒業式については、原則在籍している学校で実施することとなります。その後、旧学校の児童・生徒で集う機会の設定等については、当該校同士で検討し、必要に応じて設定することが考えられます。	新たな学校づくり推進課	●	●	●	●	●	●								
191	17	イベントや歴史の継承について	卒業した学校がなくなるとはとても寂しいです。廃校となる学校への「想い」やシンボルとなるものを新しい学校に持っていけないでしょうか？	学校は児童・生徒だけでなく、地域の方の「想い」のつまった施設であると考えています。また、長い歴史がある学校は、学校名や位置が変わっていることもありますが、そのような「想い」は受け継がれていると考えています。学校を統合するにあたっては、統合対象となっている学校はいずれも廃校とし、新しい学校をつくることを想定しています。そのため、新しく学校をつくる際には新たな学校づくりの基本計画検討会を設置して、統合対象となっている学校への想いやシンボルなど、それぞれの学校の歴史をどのように新しい学校へ受け継いでいくか、検討します。	新たな学校づくり推進課	●	●	●	●	●	●								
192	17	イベントや歴史の継承について	閉校式や開校式は行いますか。	学校統合に伴い、閉校となる学校の閉校式や統合した際の開校式については、開催することを前提として進めています。	新たな学校づくり推進課	●	●	●	●	●	●								

193	18	学校跡地について	廃校となる学校跡地の活用は、どのように検討を進めますか？	学校跡地を含む市有財産は、市民の貴重な財産であることから、市民サービスの向上と安定的な財源確保の観点から処分・貸付などを含めた効果的な利活用を図ることが重要である。 その一方で、学校は、教育活動(授業・部活動)の場としてだけでなく、災害時の避難施設など、地域のお住まいの方にとって、地域の状況に応じた地域の活動の場としても、身近な場所となっています。 そういったことから、学校跡地の活用は、「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」に加えて、地域にとって必要な機能を統合新設校や周辺施設等へ引き継ぐことを示した「学校跡地の活用に関する基本的な考え方」※を基に検討を進めていくこととします。 さらに、学校跡地活用の検討にあたっては、それぞれの学校跡地を単独で考えるだけでなく、市全体のなかで、今後の公共の需要やまちづくりの視点などを踏まえながら、広く検討していきます。 ※「学校跡地の活用に関する基本的な考え方」 ○地域にとって必要な機能は、その地域における統合新設校や、周辺施設等へ引き継いでいきます。 ○校舎などの建物は原則として取り壊します。 ○「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」に基づき、民間事業者等への貸付・売却なども含めた、効果的な利活用を図ります。 ■市有財産の有効活用について https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/gyouzaisai/siyuuzaisann/shiyuuzaisan_top.html	企画政策課		町田市ホームページ 市有財産の有効活用について	●	●	●	●		●	●
194	18	学校跡地について	これまでの学校統合後の学校跡地は、どのように活用されていますか？	学校跡地は、これまでも様々な活用がされています。 「学校跡地のこれまでの活用事例」 ・旧忠生第五小学校用地は、市立山崎保育園用地として活用 ・旧緑ヶ丘小学校跡地は、町田消防署用地として、東京都に貸付をするともに、緑ヶ丘グラウンドとして活用 ・旧本町田西小学校跡地、旧本町田中学校跡地は、桜美林大学東京ひなたやまキャンパス用地として、桜美林大学に貸付 等	企画政策課			●	●	●	●		●	●
195	19	部活動	部活動はどのように統合されますか。	両校の部活動が円滑に統合できるように、事前検討会等を実施し、決めていきます。	指導課									●
196	19	部活動	統合した後、どの部活動がありますか。	現段階でどの部活動が発足されるかは、決まっておりません。部活動については、両校の生徒の要望も聞きながら、どのような部活動を発足させるかを事前検討会等を実施し、決めていきます。	指導課			●	●	●	●			●
197	19	部活動	統合前から、部活動同士の練習や合同チームによる試合などを行いますか。	部活動同士の練習については、練習試合や合同練習等を定期的の実施したり、部員がそろうずに、試合に出場できない種目については、合同チームを発足したり、試合に出場することも検討いたします。	指導課									●
198	19	部活動	通学距離が伸びるため、朝練に参加できないことが想定されるが、どのような対応してくれるのか。	朝練の有無は、それぞれの部活動の実施計画等で確認できます。また朝練は、1 週間の内多くても 2 回程度と想定しています。部活動以外の教育活動によって朝練に参加できない生徒がいます。部活動は、生徒の自主的・主体的な活動であるため、参加できないことでペナルティが課されることはありません。	指導課									●
199	20	制服	制服はいつから新しい制服になりますか。	新たな学校の開始年度から新しい制服になります。新 1 年生は新しい制服を着用することになりますが、2 年生、3 年生については、これまで使用していた制服を使用してもよいこととします。	指導課									●
200	20	制服	制服のおさがりなどの活用はできますか。	制服のおさがり等の対応については、積極的に検討いたします。	指導課									●
201	21	その他	意見交換会で出された意見や質問はどのように扱われますか？	各地区で開催した意見交換会は、新たな学校づくりの概要を説明するとともに、統合新設小学校を設置するための新たな学校づくり基本計画検討会における検討課題を確認することを目的として開催しました。 意見交換会でいただいたご意見やご質問は、その主旨を踏まえて、新たな学校づくり基本計画検討会において検討する事項(検討課題)として整理し、検討していきます。	新たな学校づくり推進課	●	●	●	●	●	●	●	●	●
202	21	その他	選挙の際に学校を使用しているが、統合に伴い学校がなくなった場合、選挙はどこで行えばよいのか。	統合や建替えにより、投票所として使用できなくなる学校について、投票区内の公共施設や町内会館等へ投票所の場所を変更することを検討しています。	選挙管理委員会	●	●	●	●	●	●	●	●	●
203	21	その他	児童・生徒数 学級数を知りたいですが、どこを見たらわかりますか？	児童・生徒数 学級数は、「まちだ子育てサイト」でご覧いただけます。 ■町田市立小学校一覧および児童数・学級数一覧 https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/5/3/239.html ■町田市立中学校一覧および生徒数・学級数一覧 https://kosodate-machida.tokyo.jp/nenrei/sho_chu/gakkoujouhou/ichirann/2081.html	学務課		まちだ子育てサイト 町田市立小学校一覧および児童数・学級数一覧	●	●	●	●	●	●	●
							まちだ子育てサイト 町田市立中学校一覧および児童数・学級数一覧							
204	21	その他	来年度の各校の新規入学人数は、いつ、どのようにわかりますか？	来年度の各校の新規入学人数の掲載はしておりませんが、毎年7月に各校の全児童・生徒数の推計をホームページで公開しています。 ■市立小・中学校 児童・生徒数及び学級数推計表 https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/opendata/kyoiku/jidouseitogakkyusukeihyou.html	学務課		町田市ホームページ 市立小・中学校 児童・生徒数及び学級数推計表	●	●	●	●	●	●	●
205	21	その他	意見交換会は一度だけですか。	今後も、保護者や地域にお住まいの方々と統合に向けた意見交換会を継続していきます。	新たな学校づくり推進課			●	●	●	●	●	●	●